平成２６年（フ）第３９４１号
大阪府枚方市新之栄町17番13号、前住所大阪府枚方市東山２丁目46番地の38
債務者　庄司　英雄
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５００４号
大阪市生野区巽南３－８－７、住民票上の住所大阪市生野区巽西４丁目４番７号
債務者　遠藤　信行
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　生大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月23日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０８１号
大阪府茨木市沢良宜浜２丁目７番30号マンションアメニティパート２　２－Ａ号
債務者　仲山　剛太
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉りつ子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月23日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０１号
大阪府岸和田市小松里町1126番地の１エルエルシーＳＵＮ104号
債務者　浅香　正人
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑山　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第８２０号
兵庫県尼崎市大庄中通４丁目８番地の１エクセレント大庄302号、従前の住所神戸市東灘区田中町２丁目３番３―501号
債務者　濵ノ園賢一
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八隅美佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８４９号
神戸市西区狩場台２丁目23番地の２
債務者　橋本　俊基
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷部信一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月25日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５５号
高知県南国市大埔乙1039番地４
債務者　松木　隆征
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤宗　正志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３８１号
高知市針木本町１番32号
債務者　岡本　　勲
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田　久敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月10日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３８２号
高知市針木本町１番32号
債務者　岡本　英子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田　久敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月10日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２２８号
福岡県久留米市津福今町483番地25、前住所福岡県久留米市津福本町611番地７
債務者　手島　智美
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　　博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第５６号
福岡県柳川市三橋町柳河140番地１
債務者　金子　康博
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙松　直史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２６年（フ）第２２９号
福岡県久留米市山川町709番地24　グランデール長園Ｂ棟205号
債務者　武内　英利（旧姓河津）
1　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第５１号
秋田県湯沢市字万石204番地10
債務者　古関　孝之
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第３４２号
函館市柳町９番13―203号
債務者　鎌田　征三
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３５２号
函館市八幡町２番３号
債務者　三浦　　学
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３６６号
愛知県豊田市宮町６丁目50番地４
債務者　松本　　円
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３２５号
埼玉県行田市富士見町２丁目26番地36　マーサハイツ101
債務者　芦田　秀康（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部